

## 裁判員経験者意見交換会議事録（平成30年3月6日開催分）

**司会者：** それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めることといたします。本日は、裁判員経験者の皆様方におかれましては大変御多用の中、意見交換会に御参加いただきまして本当にありがとうございます。

裁判員として非常に御苦労いただいた上に、今回の意見交換会にも足をお運びいただきまして、本当に感謝に堪えないところでございます。

私は大阪地方裁判所第15刑事部の増田と申します。本日は司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

今日の意見交換会のテーマは、自白事件における量刑事情の審理及び評議について、それから裁判員として参加しやすい選任手続や、審理・評議の日程について、この2つの事項で意見交換をお願いしたいと思っております。裁判所、検察官そして弁護士としましては、裁判員の皆様方にとって分かりやすく、主体的に関わっていただける裁判を目指して努力をしているところでございます。ただ、そのような努力が、どこまで皆様方に伝わっているのか、あるいは、実際の審理や評議でそれが生きてきているのかどうかということにつきまして、今回は自白事件、あるいはその量刑事情の審理・評議といった切り口から、皆様方の御意見、御感想をお伺いしたいと存じます。また報道もされているところでございますが、最近、裁判員を辞退される方の割合が、多少増えてきているということもございまして、それについてはさまざまな要因があるかと思いますが、一つには日程的なところで、工夫の余地はないかということも考えておりまして、多くの方々に参加していただきやすい裁判員裁判というのは、どのようなものかという観点からも皆様方の御意見を承ることができればと思っております。

進行につきまして、私の方から簡単に御説明いたします。まず最初に、裁判員経験者の皆様方から、裁判員を務めた感想ですとか、あるいは担当事件の御紹介をいただきます。次に、意見交換の事項に従いまして、まず一つ目は、自

白事件における量刑事情の審理及び評議についてです。法廷での手続の順番に従って、最初、検察官、弁護人から冒頭陳述がございますけれども、それについての御意見、御感想を伺って、次に、証拠書類の取調べや証人尋問、被告人質問といった証拠調べについての御感想、御意見を伺った上で、最後に検察官、弁護人からの論告、弁論についての御感想、御意見も頂戴したいと思います。法廷での手続が終わった後には評議がございましたけれども、評議において、意見が言いやすかったかどうかについても、御意見を頂戴したいと思います。

それから、二つ目は、裁判員として参加しやすい選任手続や審理・評議の日程についてです。どのような日程が参加していただきやすいのか、あるいは、日程を別にしましても裁判員として参加された際に、御家庭の事情やお仕事の関係でこんな苦勞をしたとか、あるいはこういった形で参加しやすくなったということがございましたら、お話しいただきたいと思っております。検察官、弁護士、裁判官からは、今申し上げた事柄、区切りごとに御質問をいただきたいと思っております。

そうしましたら、本日、意見交換会に参加されている検察官、弁護士、それから裁判官から一言ずつ御紹介をお願いしたいと思います。

**森検察官**：大阪地方検察庁の公判部で検事をしております森と申します。よろしく申し上げます。

**東向弁護士**：大阪弁護士会所属の弁護士の東向と申します。よろしく申し上げます。

**山口裁判官**：大阪地方裁判所第14刑事部の裁判官の山口と申します。どうぞよろしく申し上げます。

**司会者**：それではまず最初に、裁判員に選任されたとき、あるいは裁判員を務めたときの感想について、順番に御感想を頂戴していきたいと思っております。1番の方から申し上げます。

**裁判員経験者1**：国民の義務だと書面に書いてあったから、義務であれば、やら

ないといけないなと思って参加しました。

**司会者**：ありがとうございます。

2番の方，お願いします。

**裁判員経験者 2**：本音で言うと，裁判員に当たった瞬間，むちゃくちゃ嬉しかったんです。テレビ等で見てて，一度は経験しておきたいなと思っていたので，とても嬉しかったんですけど，ただ，審理期間がかなり長かったのも，それが少ししんどかったです。

**司会者**：ありがとうございます。2番の方に参加していただいた事件は，ここにいらっしゃる方の中では，かなり長い日程の事件だったと思いますけれども，その辺りも，後ほど御意見，御感想を頂戴したいと思います。ありがとうございます。

3番の方，お願いします。

**裁判員経験者 3**：お知らせの紙が来まして，書いてあるとおりに裁判所に来させてもらいましたが，たまたまそのときの仕事の加減で，参加できるという状況でした。そういったところで経験させてもらったという次第です。以上です。

**司会者**：ありがとうございます。

では，次に4番の方，お願いします。

**裁判員経験者 4**：何もなかったときは，やってみたいという言い方はおかしいんですけど，実は，当たったらいいかなと思っていたんですが，実際に候補に入りましたというお知らせが来たときには，やっぱり嫌だなと思いました。選任期日当日の抽選で当たった瞬間はすごく嫌だったんです。何が一番嫌かと言うと，証拠写真を見なければならぬことです。ただ，裁判員になると決まっただけからは，しようと思ってできる経験ではないので，一生懸命自分ができるところを，やらせていただこうと，結構，ぱっと気持ちを切り替えることができました。私の場合は日程が短くて，1週間以内に終わりました。仕事も数日休みましたが，幸い職場が，話をしたら休ませてもらえるところだったので，そんなに負担を覚えずに通いました。

**司会者**：ありがとうございます。

5番の方，お願いします。

**裁判員経験者5**：私に裁判所から連絡が来たのが，ちょうど，割と時間が自由になる時期でしたし，義務でもあるので，経験としてやるべきだなと思って参加しました。ただ，選ばれてみると，最初は経験と思ってましたけれども，やはり，事の重大さというか，自分の判断がその人の人生に関わってくるというふうに考えると，やはりそこで，自分の意見を通すだけではなくて，真剣に皆さんの意見を聞いて，実際決めるときには責任を感じました。

**司会者**：ありがとうございます。

皆様，いろいろな思いで裁判員として御参加いただいたということが，よく分かりました。

では続きまして，皆様が担当された事件についてどんな事件だったかというのを，お話しいただければと思います。1番の方からお願いします。

**裁判員経験者1**：私が担当した事件は，性犯罪でした。性別も年代も異なる方々と一緒に意見交換をすることに，心中大変戸惑いました。

**司会者**：ありがとうございます。

続いて，2番の方ですが，2番の方につきましては，強盗致傷，強盗という罪の事件だったというふうに伺っておりますけれども，中身としては，どんな事件だったのでしょうか。

**裁判員経験者2**：数件の強盗致傷事件の審理をやったので，先ほど述べたように少し時間がかかりました。中身としましては，複数人による強盗致傷事件が数件あり，その中で，全部の事件に関わった被告人の審理を担当しました。

**司会者**：連続強盗事件という感じだったのでしょうか。強盗を何回もやって，一部の被害者にけがをさせたという事件だったということですね。ありがとうございます。

続いて，3番の方，お願いいたします。

**裁判員経験者3**：私が担当した事件は，強盗致傷事件でした。複数の強盗をし

て、その際に被害者にけがをさせたという事件でした。

**司会者**：ありがとうございます。

では、4番の方、お願いします。

**裁判員経験者4**：私の担当した事件は、親族間の傷害致死事件だったんですが、最初から弁護人の方も、公訴事実を争いませんとおっしゃっていた事件ですので、テレビに出てくるような、検察側と弁護側の応酬もなく、割と淡々と進んだ公判でした。事件としては、この表現が正しいかどうか分かりませんが、おだやかに始まって、終わったという印象が、私はすごく強かったです。

**司会者**：ありがとうございます。

最後に5番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者5**：私の事件は、親族間の傷害致死事件でした。本人が罪を認めていましたので、審理期間は短かったんですけども、聞いていたらいろいろかわいそうで、犯行に至るまでに、様々な事情がある事件でした。

**司会者**：ありがとうございます。

皆様、それぞれいろいろな事件を御担当いただいたということでもありますけれども、性犯罪、強盗致傷、そして傷害致死という、大きく分けるとその3種類の事件を御担当いただいた方に、お越しいただいてるということになるかと思えます。

では、いよいよ本論に入っていきたいと思えますけれども、裁判が始まりますと、最初、冒頭手続といいまして、被告人が人違いじゃないかの確認とか、起訴状が読まれたりとか、それについて被告人、あるいは弁護人が意見を述べるという手続がありましたけれども、その後、検察官、弁護人それぞれから、冒頭陳述といいまして、検察官、弁護人それぞれが考える事件のあらましとか、その後出てくる証拠の中で、着目、注目してほしい点といった事柄について、一種のプレゼンがあったと思えますけれども、その冒頭陳述について、皆様の方ではどのように受けとめられたのか、御感想、あるいは御意見を伺いたいと思えます。

冒頭陳述は、それぞれが考える裁判のポイントを説明するのが一つの役割だと思います。お伺いしたいのは、そういったポイントが分かりやすかったかどうか、それから、説明が詳し過ぎたり簡単過ぎたりしなかったかどうか、あるいは、事件によっては冒頭陳述の際に、検察官、弁護人からいろいろな書面を配られたと思うんですけれども、その書面の作り方が、見て分かりやすいものだったのかどうか、伝わりやすいものだったのかどうか、そういった事柄について御感想を伺って参りたいと思います。

そうしましたら、1番の方からお伺いしたいと思います。1番の方の事件につきましては、検察官からA4サイズで1枚の書面が出て、弁護人からもA4サイズで1枚の書面が出されたかと思います。書面の内容もそうですけれども、そもそも検察官と弁護人の話は、伝わりやすかったかどうか、その辺りはいかがだったでしょうか。審理のポイントは分かりやすかったでしょうか。

**裁判員経験者 1**：分かりやすかったです。

**司会者**：1番の方が担当された事件の検察官の冒頭陳述というのは、その事件の具体的な中身については述べられていないようです。事件が起こる前までのことは、割と詳しく書かれています。事件そのものは、ここで事件が起きましたと、この場面で事件が起きましたとあるだけで、どんな事件だったかというのを、あまり詳しく述べられなかったのではないかと思います。その辺りで何か御感想ありますか。

**裁判員経験者 1**：事件のいきさつがはっきりしてなかったですから、そのことを、ちょっと疑問に思っていました。

**司会者**：それは、最初の検察官の話では、いきさつがあまり伝わらなかったということですか。それは、裁判が終わるまでの間には、今の疑問は解消できたのでしょうか。

**裁判員経験者 1**：いえ、できませんでした。

**司会者**：そうですか、事件そのものではなくて、事件のいきさつ、人間関係といったものが分かりにくかったということですか。

**裁判員経験者 1**：そうです。

**司会者**：そこは、あまり裁判で出てこなかったですね。

**裁判員経験者 1**：はい。

**司会者**：分かりました。ありがとうございます。

次に、2番の方にお伺いしますけれども、検察官、弁護人の冒頭陳述について、審理のポイントが分かりやすいものなのかどうかという点と、それから、2番の方の事件につきましては、弁護人の方から、その冒頭陳述の書面が出ておらず、口頭で説明があっただけではないのかなと思われそうですが、その点はいかがですか。

**裁判員経験者 2**：弁護人からも資料が何か出ていたと記憶しています。結構分かりやすいというか、争点に関する弁護人の主張を立証するための資料みたいなものは、確か弁護人から何か出されたような記憶はあります。

**司会者**：裁判の最後だったわけではないですか。最初に出ていましたか。

**裁判員経験者 2**：ちょっともう記憶はないのですが、ただ冒頭陳述等は、全体についてのものと、複数あった事件についてそれぞれのものを、それぞれの審理をする前にされていたので、分かりやすかったと思います。

**司会者**：なるほど、ありがとうございます。今おっしゃられたとおり、その全体のもの、それから事件ごとのものと、2種類あったようですね。

全体のものにしても、事件ごとのものにしても、量としては、書いている内容が多過ぎるとか、逆に簡単過ぎるとか、そういったことに関する御感想はありますか。

**裁判員経験者 2**：資料を全部返して手元にないので、ここにあるものだけで思い出しているんですけど、簡単過ぎるということはなかったと思います。量的にも、このA4サイズのもの1枚だったので、そんなに多くもなく少なくもなく、ちょうどいい感じだったかなと思います。

**司会者**：後でお伺いするのですが、その後、いろんな証拠が出てきて、証人尋問もたくさんあったかと思いますが、それを聞かなくても、内容は分かつ

たという感想を持たれたことはないですか。

**裁判員経験者 2**：それは、ないですね。結構簡単に書かれているというか、分かりやすいんですけど、細かいところは、証人尋問で、証人の方から話を聞いた方が、やはり分かりやすかったですね。

**司会者**：分かりました。最初のその段階での弁護人からの話についても、当時、聞いてみて分かりにくかったというような御感想を持たれた御記憶はありますか。

**裁判員経験者 2**：それは、ないですね。弁護人の主張は一貫していたので、言いたいことはよく分かりました。

**司会者**：分かりました。ありがとうございます。

では、続いて3番の方にお伺いしますけども、3番の方の事件については、検察官からA4サイズで1枚の書面が出て、弁護人からは、今日お配りした資料によればA4サイズで3枚の書面が出されているようですけれども、これは、実際こういう書面が当時配られたということによろしいでしょうか。

**裁判員経験者 3**：ちょっと記憶がありません。

**司会者**：分かりました。そうしましたら、その点も含めて、検察官、弁護人の冒頭陳述ですが、事件のポイント等が分かりやすかったかどうか、その辺りの御感想をお願いいたします。

**裁判員経験者 3**：そのときは、部分部分は分かったんですけど、ちょっと時間が経って今となつては、あっこういうことを言ってたんだなというのが、感想です。

**司会者**：分かりました。検察官と弁護人の、どちらの方が分かりやすかったとか、逆にこれは分かりにくかったとか、そういうことはなかったですか。どちらも御理解をされたということでしょうか。

**裁判員経験者 3**：そうです。当時は、弁護人の方が分かりやすかったかなという感じですよ。

**司会者**：ありがとうございます。

続いて4番の方、同じことをお聞きしますが、4番の方の事件は、検察官からはA4サイズで1枚の書面が出て、弁護人からは図表みたいなものが示されたようなんですが、御記憶ございますか。

**裁判員経験者4**：何かそんな記憶があります。

**司会者**：そういったことも含めて、冒頭陳述において、検察官、弁護人それぞれが言いたいことというのは伝わりましたか。

**裁判員経験者4**：別に分かりにくいということもなかったですし、淡々と進めたという記憶があります。

**司会者**：分かりました。これも検察官の冒頭陳述で、どんな事件だったかというのを、多少詳しくに書かれている印象がありますが、当時、冒頭陳述を見ただけで、事件の内容を理解できたと思われたということはないですか。

**裁判員経験者4**：そんな感じだったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

最後に、5番の方お願いいたします。

**裁判員経験者5**：冒頭陳述のメモをいただいたとき、検察官から、事実関係の争いはなく、争点は被告人にどのような刑を科すべきかということだったんで、それと、経過とか要点とか、何か簡素化して要点だけ分かりやすいように、図とか流れ図みたいにされていたので、その点は、要点だけ見れば、分かりやすかったなと思っています。弁護人の冒頭陳述は、A4サイズ3枚ぐらいで文章で書かれていました。それは当然説明でもありますし、あと裁判が終わってから見返すときにも、文章で書いてあるのでそれなりに分かりやすかったと思います。要点だけではなく、中身まである程度見直せた点はいいことだったなと思っています。だから、それぞれのやり方がちょっと違っていましたけれども、どちらも分かりました。

**司会者**：ありがとうございます。検察官の冒頭陳述では、事件の犯行自体については、割と踏み込んで書いていないと言いますか、疑問を投げかけるような書き方をしているんですが、こういう書き方については、当時御覧になったと

き、どういう感想を持たれましたか。

**裁判員経験者 5**：冒頭陳述では、まずこういうことが起こったという事実だけを述べてありましたが、その後の証拠調べで、診断書や画像が出てきたときにも説明がありました。検察官も口頭では資料に書いていないこともお話しされていたので、それと合わせて、分かったかなという感じでした。

**司会者**：ありがとうございます。

そうしましたら、冒頭陳述についてはこの程度にさせていただきます。

検察官、弁護人からの冒頭陳述がありまして、一般的にはその後、検察官や弁護人が提出する証拠書類を取り調べて、事件によっては、弁護人が請求している証人や被告人質問に移ることもありますし、その前に、検察官の請求した被害者や共犯者の証人尋問があった事件もあったかと思います。そういった証拠書類の取調べとか、証人尋問、被告人質問については分かりやすかったですでしょうか。分量はどうだったでしょうか。そして被害者や目撃者の話した内容を取りまとめた供述調書等の書類の朗読があったと思いますが、そういうものは、分かりやすかったですでしょうか。そういったことをお伺いしていきたいと思っています。

**裁判員経験者 2**：私の主観で申し上げますと、証人がかなり多かったと思います。

一つの事件に対して、数日かけて審理を行って、それで複数の事件の審理を行うので、その都度その都度、同じ証人も来るわけですがけれども、正直あの辺りは、もう少し簡略化できる方法はないのかと思いました。多分1件ずつ審理していたからだと思いますが、ある事件と、もう一つの事件の両方に関わってる証人であれば、この両方の事件を一緒に審理できなかったのかなと思います。素人考えなんですけど、そうすればもう少し審理を短縮できただろうという思いはありました。

**司会者**：もう少しスマートにできるのではないかということでしょうか。

**裁判員経験者 2**：はい。自白事件であれば、私の感覚でいうと、証拠も出揃っていて、ある程度筋書きができているものなのかなというのがあったんですけど

ど、実際、始まってみると、争点があつたりして驚きました。これが自白ではなく、否認してる裁判であれば、もっと大変だろうなと思います。

**司会者**：おそらく罪は認めていても、少し争いがあつたので、審理に少しボリュームが出たということになるのかなと思います。ただ、同じ証人を何回も呼ぶのであれば、もう少しその辺りを合理的にできないかということですね。ありがとうございます。

続いて、3番の方、証拠調べはいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者3**：はい。検察官には、写真等を見せていただいたので、よく分かりました。証人尋問に関しましても、弁護人も分かりやすかったです。検察官には事件を分かりやすく説明していただいたと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

では、続いて、4番の方の事件はいかがでしたか。4番の方が参加された事件では、先に被告人から話を聞いて、その後証人から話を聞くという順番だったかなと思います。

**裁判員経験者4**：はい、そうだったと思います。

**司会者**：その辺りについて、例えば、証人の話を聞いた後に、これについて被告人が何と言うか聞いてみたかったというような、順番についての御感想というのはありますか。

**裁判員経験者4**：そのときは特に思いませんでした。

**司会者**：ありがとうございます。

では、続いて5番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者5**：私の場合は、検察官が、証拠を示す時間が一番長かったんです。被告人の行為態様や被害者が亡くなった原因に関するいろんな証拠が出てきて、それを裏付けることに大分時間を割かれたかなと思います。具体的な行為態様は、実際にやってしまった被告人本人しか分からないんですけども、検察官は、事実関係を証拠として示すということを、一番されていたかなと思います。それに対して弁護人は、先ほど言いましたように、事実関係は争わな

いので、被告人が今まで暮らしてきた背景や、事件に至る経緯等、事情の説明というのが多かったなと感じました。

**司会者**：その検察官からの証拠の説明ですけれども、それが長過ぎるとか多過ぎるとか、逆に短くて分かりにくい、少なくて分かりにくいとか、その辺りについて、御感想はありますか。

**裁判員経験者 5**：説明は1時間以上ありましたが、証拠というのは、事実をきちんと特定するために大事なことなので、説明を聞いていても別に苦にもなりませんし、必要なことだと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

そうしますと、そうやって証拠調べが終わりますと、最後に検察官から論告、弁護人から弁論という形で、証拠をこういうふうに見て、こういうふうな判断をしてほしいという、それぞれの意見が述べられたと思いますけれども、その際にも、様々な書類が配られたと思います。その辺りについての御感想を伺いたいと思います。

つまり、検察官、弁護人のアピールするところが、分かりやすいかどうかとか、分量が多過ぎるあるいは、少な過ぎるということはないかどうか、あと、事件によっては、こういう刑にしてほしいというときに、その量刑のグラフを書面に印刷した上で、こういうグラフだから、このぐらいの刑にしてくださいというような主張の仕方をしているものもあったかと思うんですけど、そういった点も含めて、最後の検察官の論告、弁護人の弁論についての御感想、御意見を伺っていきたいと思います。1番の方、いかがでしたか。

**裁判員経験者 1**：おっしゃるとおりだと思います。

**司会者**：分かりました。ありがとうございます。

2番の方、いかがでしょうか。2番の方については、弁護人がグラフを示した上で、このぐらいの刑にしてほしいというような意見を述べたと思うんですけども、その辺りも含めて、御感想をいただきたいと思います。

**裁判員経験者 2**：そうですね、弁護人の仕事ですから、罪をちょっとでも軽くし

たいという感じなんでしょうけど、実際はもっと罪が重いんじゃないかというのが、そのときの印象でした。評議室に行ってから、量刑のグラフ等はよく見ました。

**司会者：**評議のことは、後でもう一度伺おうと思うんですけども、特に弁護人からの弁論で、グラフで示されたときに、何かこう違和感を持ったというのがありますか。

**裁判員経験者 2：**違和感とかはないんですけど、素人なので、この罪がどれぐらいの罪になって、懲役何年になるかなんて分からないじゃないですか。だからそこは弁護人としては少しでも罪を少なくするために、最初から、「一般的にはこれぐらいですよ」というのを、ぶつけているんだなと感じました。

**司会者：**ありがとうございます。では、次に3番の方ですが、検察官の意見の出し方とか、あるいは弁護人の弁論はA4サイズで5枚ですが、その分量的なことも含めて、御意見いただければと思います。

**裁判員経験者 3：**検察官の説明も、論告の段階ではかなり分かっていましたし、弁護人の方も同じく、特に長いという印象はなくて、分かりやすかったと思います。

**司会者：**ありがとうございます。では、続いて4番の方ですが、4番の方については、論告はA4サイズで1枚程度ですけれども、弁論がA4サイズで5枚ぐらいあったかと思います。量の多い少ないも含めて、どういうふうにお感じになったのか、御意見をお願いいたします。

**裁判員経験者 4：**どういうふう感じたかというか、弁護人の弁論要旨も、検察官の論告も、特に何をどう思ったという記憶もないので、はい、そうですねという感じだったという印象です。

**司会者：**ありがとうございます。最後になりますけども、5番の方につきましては、検察官の論告の中で、最後の方で、一般的にはこんなグラフで、この中ではこうだというような主張をされていて、一方、弁護人は、7枚ですかね。その辺りの分量的なものも含めて御意見をいただきたいと思います。

**裁判員経験者 5**：検察官が、A3サイズ1枚で要点だけをまとめて、分かりやすく書いてありました。その中で、検察官の求刑の裏付けとして、過去の似た事例の量刑を示したグラフを示されて、その中のここですという形で言われました。ただ、こちらとしても、そのグラフを見ても、いくつかの同じ条件でくくったにしても非常に幅が広いんで、その幅広いデータを示されても、じゃあどこが適切なのかというのは、事件ごとの事情があるんだと思いますので、その事情までは分からないので、ちょっとした参考にはなったけれども、何でこの求刑の年数なのかという具体的な根拠は分からなかったかなという感じですね。

それと、私の場合、動機について検察官が使った言葉が気になりました。弁護人は、動機について様々な事情を説明されていましたが、同じようなことでもやっぱり言い方によって受ける印象は変わるなと感じました。

**司会者**：今の話を伺っていると、弁護人がアピールしたいポイントはつかみやすかったということでしょうか。

**裁判員経験者 5**：そうですね、弁護人の方のアピールは非常に分かりましたが、私としては、弁護人に対して、もっとこの点をアピールしても良かったんじゃないかなと思った部分はありました。

**司会者**：ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございました。ここで一旦、休憩をとりまして、再開後、検察官、弁護士、裁判官からの質問があればさせていただくという形で進めたいと思います。

(休憩)

**司会者**：皆様お揃いですので再開いたします。先ほど申しましたとおり、ここで審理についての話が終わりますので、この段階で、検察官、弁護士、裁判官から質問があればさせていただきたいと思います。

**森検察官**：私も検察官という立場で裁判員裁判に行かせていただいているんです

けれども、今日、皆様の御意見を聞かせていただいて思ったことなんですが、どうしても自白事件で、事実関係に争いがない場合となると、検察官としては、冒頭陳述では、事件の全体像を分かっていたらこうという形になって、量刑事情のところについては最後の論告で書いているということが多いかと思えます。それに対して、弁護人の方というのは、逆に言うと、事実関係に争いがないので、量刑事情で特に重視してほしい点に焦点を当てて弁論されることが多いのかなと思っています。

検察官の論告では、犯行態様の悪質性とか、結果の重大性というところについてウエイトを置いているんですけども、そこは争いがない部分だったりするので、弁護人の弁論では、そこではない部分に力点を置かれて書かれることが多いのかなという感覚でおります。

実際、今回皆様が参加された事件でもそんな感じの冒頭陳述、論告だったのかなと思っているんですが、今日の御感想を聞いていると、量刑に関する争点に関しては、皆様は、弁護人が御主張になった点が印象に残っておられるのかなというふうに感じました。

2番の方や4番の方が印象に残っておられるとお話しされた点についても、それが書かれているのは、実は弁論だけで、確か検察官の冒頭陳述や論告ではそこは一切触れていなかったかなと思います。

**裁判員経験者 4**：そうかもしれません。正直なところ、思い出してみても、検察官の印象はすごく薄いです。

**森検察官**：今日のそういうお話を聞いて、検察官の論告というのは、やはり自白事件の中で印象に残らないのかなと思いました。ですので、こういうところを入れてくれた方が良かったんじゃないかなとかいう御意見を聞かせていただければ幸いです。

あと、5番の方が、検察官の使った言葉が気になったとおっしゃっていましたが、それは、ちょっと言い過ぎとか、言葉遣いが悪いとか、そういうことだったのでしょうか、その点をお聞かせいただければと思います。

**裁判員経験者 5**：印象としては、やったことは事実なんですけども、何でそういうことをやったかという経緯に悪意があったのか、悪意がなかったのか、検察官の言い方だと、被害者に対して非常に悪意を抱いてやったような言い方に聞こえて、それで弁護人の言い方だと違ったように聞こえました。それで、実際はどうだったのかというのは最後までちゃんと分からなかったというのが一番印象に残ったんです。

**森検察官**：ありがとうございます。参考になるコメントをありがとうございました。よろしければ、他の方にも御意見をいただければと思います。

**司会者**：そうですね、今、検察官からありましたが、論告の方が印象が薄かったのかどうか、あるいはそれに関して、もっとこういうことを言ってくれたら良かったんじゃないかというような御意見があれば伺いたいということですね。話がありました2番の方、いかがでしたか。

**裁判員経験者 2**：4番の方と同じですけど、本当に、検察官の方がすごく印象が薄いんですよ。それは仕方がないことなんだろうという気がするんですけど、話を聞いていると、弁護人の話の方がすごく分かりやすいですし、説得力がありました。

**司会者**：存在感ということでしょうか。

**裁判員経験者 2**：そうですね、どうしても弁護人の方が存在感が強いんですね。そういう印象でした。

**司会者**：ありがとうございます。4番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：印象が薄かったなんていうことを言ってしまいまして、申し訳ないんですが、多分、やっぱり事件によるんだと思うんです。私が担当した事件は、被害者が亡くなった大変な事件ではありますが、争点がほとんどなくて、弁護人のイメージがきつかったというよりも、弁護人の方がすごくもう、本当に何かなだめるように話しておられるというのが印象に残っています。一方の検察官は、本当に淡々としゃべっていたという感じがあったんです。私は、それはおそらく事件によるものではないかと思いました。

**司会者：**ありがとうございます。それでは、弁護士の方から何か御質問はありますか。

**東向弁護士：**弁護人の印象が残っているというのは、ありがたい話かなと思うところもあるんですが、ただ、結局、情状立証ではありますので、弁護人が頑張らないと情状が伝わらないというところも一つ、あるんだろうと思うんです。

弁護人が何年ぐらいが相当であると主張しているのに、やはりその主張よりは厳しい判決をいただいているところもありました。弁護人の主張に対して、何か共感できる部分があったのか、それとも全く共感できない部分があったのか。事件として、最初に、これぐらいですよと言われたことが、ちょっと納得がいかなかったっておっしゃった方がいたと思うんですけれども、最初に弁論を聞いた時点で、それはどうなんだろうって思われたのか、それでもいいんじゃないかと思ったけど評議で変わったのか、というところをちょっとお伺いできればと思います。

**司会者：**弁論を聞いたときに、既に違和感を持っていらしたのか、それともそのときはそうかなと思ったけど、評議していくうちに変わったのか、その辺りのことでしょうか。

先ほど、2番の方が少し、違和感があったとおっしゃったという記憶がありますが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**弁論を聞いた段階で違和感を感じました。あまりにもこの被告人を良く見過ぎているというか、証人尋問や証拠等を見た中で、明らかに信用できない話なのに、それに目をつむって、この量刑が妥当だと言っているなどという感じだったんです。それはちょっと違うだろうと思いました。あまりにも露骨過ぎるというか、そういう印象ありましたね。

**司会者：**ありがとうございます。他の方で、弁論を御覧になった時点で既に、ちょっとその弁論の内容に疑問がある、この意見には自分は賛同できないなど思われた方はいらっしゃいますか。

3番の方は、弁論を御覧になったときに、違和感を持っていたということは

ないですか。それとも弁論を御覧になったときは、弁護人の言うとおりがなと思われたか、その辺りはどうですか。

**裁判員経験者 3**：そうですね、違和感は特にありませんでした。

**司会者**：ありがとうございます。

他の方はよろしいでしょうか。よく、論告を見ると論告のとおりかなと思いい、弁論を見たら弁論のとおりかなと思ったという御感想をもらされる方もいらっしゃるかと思いますが、弁論を見た時点で既に、これはおかしいんじゃないかとか、そこまで思われた方は他にいらっしゃらないということではよろしいでしょうか。

**山口裁判官**：証人尋問の時間の関係で、2番の方にお伺いします。事件がたくさんあって、法廷にたくさん証人が来られていたということですが、一人一人の証人尋問の時間もそれなりに長かったのかなと思います。最終的に量刑を決めるに当たって、ちょっとその一人一人の証人の情報量が多過ぎて、処理に困ったといったようなことはありましたか。

**裁判員経験者 2**：証人尋問の回数は多かったんですけど、その都度、休廷のたびに控室に戻って、裁判官も含めて少しずつ整理しながら進めていったので、自分が聞き逃したりメモし損なったりしたことを全部補填することができて、分かりやすかったとは思いますが。ただ、先ほども言いましたように、やはり日程が長かったというのがあります。

**山口裁判官**：一人一人の尋問の時間が長く感じられたのか、それともこれぐらい時間の話を聞く必要があったなと思われたのか、その辺りはいかがですか。

**裁判員経験者 2**：一人一人の時間が長いということはなかったですね。

ただ、さっきも言いましたように、同じ証人が違う事件で何回も来るんですよ。その証人が、最初の頃の証言と後の証言で違うことを言ったりすることもあったんです。その辺りをうまい具合にまとめることができればもっと分かりやすくなったんじゃないかなという気がします。

**山口裁判官**：ありがとうございました。

**司会者**：そうしましたら、審理についての話はこの程度にします。続いて評議についてお伺いします。評議の中で量刑グラフを見ることについて、何かもっと早く見たかったとか、あるいは逆にもっと後の方で見たかったとか、そういう時期について何か御意見がある方はいらっしゃいますか。その辺りについては特に問題意識をお持ちの方はいらっしゃらないでしょうか。

その他評議の中で、こういうことで意見が言いにくかったとか、こういうふうにしてくれたらもっと言いやすかったのにとか、量刑に限りませんが、何か評議についての御意見があればお聞かせいただければと思いますが、皆様いかがでしょうか。

**裁判員経験者 5**：意見は言いやすかったです。

**司会者**：ありがとうございます。

**裁判員経験者 5**：一つだけ、評議のときに、量刑のグラフを見せてもらったんですけど、論告ではこういうグラフだけを示されて、その真ん中をとられていたんですけども、評議のときには、この年数はどういう事件でこの年数という、細かい一覧表みたいなものが出てきたので、年数がばらついているのは、事件ごとに様々な事情があるんだなというのが、そこで分かりました。公平性から考えると、過去のそれぞれの事件が、なぜこの年数に決まったのかということを知っている方が判断しやすいかなと感じました。

**司会者**：貴重な御意見ありがとうございます。他に評議に関して、何か御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、二つ目のテーマに移りたいと思います。今度は選任手続とか、審理、評議の日程についてお伺いしたいと思います。

まずお尋ねしたいのは、選任から判決までの期間を短くした方がいいのか、それとももう少し、逆に長く時間をとって、ゆとりを持ってゆっくりやった方がいいのか、その辺りについて、あるいは他に何か裁判員として参加していただく上での御苦勞とかがありましたらお聞かせいただきたいと思います。まず1番の方いかがでしょうか。

1 番の方の事件は、選任手続の翌週から審理が始まり、評議があつて、その週の後半に判決を言い渡しました。期間は1週間程度だったと思いますが、日程的にはいかがでしたか。

**裁判員経験者 1**：私の事件の場合はこれで大丈夫だと思います。

**司会者**：例えば、選任した後すぐに裁判を始めて、早く終わった方が良かったとか、そういうことはないですか。

**裁判員経験者 1**：裁判所の方もいろいろと手続があるかと思うので、それでいいんじゃないかと思います。出席には差支えありませんでした。

**司会者**：ありがとうございます。続いて、2番の方はいかがでしょうか。2番の方の事件は、合計で十数日間という日程で、長期間連続で裁判をされたようですが、これはきつくなかったですか。

**裁判員経験者 2**：私自身は決まった時点で、その間は仕事を外しましたので、問題ありませんでしたが、普通の会社員の方だったらどうなのかなというのはありましたね。ですので、会社員の方なら、期間は延びても週二日ぐらいで来たりする方が、もっとやりやすいじゃないかなと思います。

**司会者**：参加しやすくなるんじゃないかということですね。

**裁判員経験者 2**：はい。自営の方であれば、ある程度自分で休み等を調整したり人に頼んだりできますし、別に問題はないと思うんですけど、そうじゃない人はちょっときつかったらうなと思います。

**司会者**：分かりました。2番の方の事件では、選任手続から1週間ほど期間が空いて裁判が始まったと思いますけれども、それについては、期間が空き過ぎているとか、逆にもっと長い方がいいとか、その辺りはいかがですか。

**裁判員経験者 2**：この事件に関しては、それぐらいあつた方が良かったと思います。というのは、自分はいいですけど、他の人は、会社での休みの調整や仕事の引継ぎがあることを考えると、期間がそれぐらいあつた方が良かったんじゃないかなと思います。裁判がすぐに始まると、いきなり何日も連続して休むことになって、それは無理だと思いますので。

**司会者**：ありがとうございます。次に、3番の方ですが、3番の方の事件は選任  
手続があって、その日のうちに裁判が始まり、その後、数日空いて、数日間審  
理を行って、それで翌週に審理や評議があって、更に数日空いて、翌週に判決  
言渡しというスケジュールだったと思います。日程的にもっと間を置かずに詰  
めてほしいとか、あるいは逆にもうちょっとゆっくりでもいいとか、何かその  
辺りはいかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：もうちょっと縮めた方がいいという方もいらっしゃいましたけ  
ど、個人的には、問題なかったと思います。

**司会者**：そういう声もあったんですね。御自身は良かったということだったので、  
言いにくいかもしれませんが、どれぐらいまで縮めて大丈夫なのか、例  
えば、週5日というのはいかがですか。週5日はきついという感じでしょう  
か。

**裁判員経験者3**：個人的には、仕事で夜勤とかも入ったりするので、私が経験し  
たような日程の方がよかったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。次に、4番の方ですが、4番の方の事件は、選  
任手続の翌日から裁判が始まって、その週のうちに判決言渡しまで行ったとい  
う日程でしたが、いかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者4**：皆さんがおっしゃっているように、私個人としては別にこれで  
いいかなと思っていましたが、本当にフルタイムで働いていらっしゃる方はど  
うなのかなと思います。裁判所側の意向もあると思いますが、2番の方がおっ  
しゃっていたように、確かにフルタイムで働いておられる方には、やっぱり無  
理もあると思います。でも、じゃあどうすればいいのかというのは、ちょっと  
分かりません。

**司会者**：確かに、期間は短いといえは短いですけど、期間中に1日裁判を行って  
いない日がありますね。この1日を空けずに、連続でやって早く終わった方が  
いいとか、そういう感想はありますか。

**裁判員経験者4**：私自身は感じませんでした。

**司会者：**分かりました。

最後に5番の方ですが、選任手続から1日空いて数日間の審理、評議があつて、その翌々日に判決言渡しという日程だったかと思えますけれども、もうちょつと詰めた方がいいとか、その辺りについて御意見いかがでしょうか。

**裁判員経験者5：**裁判のことを考えると、前の日のことを忘れることがないので、そういう意味では詰めてやってもらった方が良かったかなと思います。それと、そのとき自分には時間もあって、対応できたので、その辺りは気にはならなかったんだと思います。

ただ、もし会社勤めをしていたと考えると、短い期間で終わる方がいいですけども、あなたですと決まってから時間をもらわないと、多分仕事のスケジュールや段取りができないんじゃないかなと思います。

二、三週間後に、1週間仕事を休むということであれば、会社に対して、それまでにこういうことをしておきますというような調整ができます。それがあるとやりやすいですけども、次の週1週間の予定をすぐに絶対に空けてくださいということになると、会社勤めの場合は、多分てんやわんやになるかなと思います。

**司会者：**今のお話ですと、例えば前の週に選任手続をやつて、翌週月曜日から裁判が始まるというスケジュールでも、やっぱりまだ足りなくて、選任手続から裁判までの期間をもっととった方がいいというお考えでしょうか。

**裁判員経験者5：**そうですね、自分の過去からの経験からすると、いざ選任されて、会社に説明するときに、もう来週から1週間いませんでと言つたら、代替わりの人もないような仕事だと、どうするんだということになると思います。そこで1週間、2週間空いていると、その間に詰めて仕事をするとか何か段取りするとか、そういったことができると思います。

**司会者：**ありがとうございます。他に、この日程の話以外でも、裁判員に参加していただく上での御苦勞ですとか、こういうふうにしてもらつたらもっと参加しやすいのというような御経験とか御意見、御提案があれば、お伺いしたい

のですが、何かございますでしょうか。特に、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に、3番目のテーマですけれども、守秘義務についての御感想、御意見について伺っていきたくと思います。

裁判員には、守秘義務があります。守秘義務と言いましても評議の内容についての守秘義務ということであって、裁判の内容、法廷で行われたことについては対象ではありません。評議の内容に守秘義務があるということによって何かお困りになったこととか、逆にあって良かったなと思うようなこととかございましたらお聞かせいただきたいと思います。

まず1番の方、守秘義務があることで何かお困りになったこととか、あるいは逆に良かったなと思うことは何かございますか。

**裁判員経験者1**：この点については、何もありません。

**司会者**：ありがとうございます。2番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者2**：別に何も苦になったこともないですし、家族にも、中身については話さなくても、家族に1回見においでと言って、裁判所で傍聴させたりもしていたので、何も問題はなかったと思います。そんなに守秘義務で困るというようなことはないと思います。

**司会者**：ありがとうございます。では次に、3番の方自身が何かお困りになったこととか、あるいは良かったなと思うことありましたらお聞かせください。

**裁判員経験者3**：困ったことはなかったですし、良かったことというのもちょっと今、思いつきません。

**司会者**：特に負担に思われたことはないということでよろしいでしょうか。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：困ったということも特になかったですし、良かったということも特になかったです。余談ですが、私より家族が緊張して、何も聞いてきませんでした。私が聞いてよと言っても、守秘義務があるだろうと言っていました。

**司会者**：ありがとうございます。5番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者5**：守秘義務というのは、あった方がいいと思います。特に争っているような事件だと、大切になるでしょうし、あまりそういうことは、皆に言わない方がいいと思いました。

裁判員と裁判官が3人おられて、判決をするためには、裁判官が1名は賛成しなければいけないという制度がありますが、これはいい制度だなと思います。専門家がやっぱり1名は賛成しないと多数決の中に入らないというのは参加して初めてそういう制度があるというのを知ったんですけども、そういう決まりがあるというのは言ってもいいでしょうか。

**司会者**：それは、裁判員法という法律で決まっていますので、大丈夫です。

**裁判員経験者5**：それを言えた方が、もし裁判員になったときに、自分たちだけの判断じゃなくて、専門家の判断も入るんだなということが分かっている方が、他の人も安心しやすいかなと思います。

**司会者**：ありがとうございます。検察官，弁護士，裁判官の方から，全体を通じまして最後に何か御質問があればしていただきたいと思いますが，よろしいでしょうか。

そうしましたら，最後になりますけれども，皆様方から，今回，裁判員を務めていただいた上での，あるいはこの意見交換会に参加していただいた感想でも結構ですけれども，何よりこれから裁判員になる方に対して，何か一言，メッセージをいただければと思います。

1番の方からお願いします。これから裁判員になる方に対する何かエールをいただければ大変ありがたいです。

**裁判員経験者1**：一度はこういった経験もしておいた方が人生のためになると思います。皆様参加していただけたらいいと思います。

**司会者**：ありがとうございます。2番の方，お願いいたします。

**裁判員経験者2**：1番の方と全く同じで，本当にいい経験をさせてもらったと思っています。可能であれば，できるだけ参加される方がいいと思います。

**司会者**：ありがとうございます。続いて、3番の方をお願いします。

**裁判員経験者3**：参加できるのであれば、できる限り、参加された方がいいなという印象です。

**司会者**：ありがとうございます。4番の方、お願いします。

**裁判員経験者4**：最初にも申しあげましたように、最初は裁判員になるのは嫌だと思って来たんですが、実際にやってみて、できない経験をさせていただいて、当たって良かったなと最後に思いましたし、本当に簡単にはできない経験ですので、もちろん義務ではありますが、皆様、頑張ってくださいという感じですか。させてもらって良かったとすごく思います。

**司会者**：ありがとうございます。最後に5番の方、お願いします。

**裁判員経験者5**：私も、もし選ばれたら是非やっていただきたいなと思います。

日本では裁判員制度が行われていますので、それを自分自身が理解するためにも大切ですし、評議の場でいろんな人の意見を聞きながら、話し合っ決めていくんですけども、そういったことでそれぞれの人の意見の違いというのも分かりますし、その中で専門家の方、裁判官の方がそういう皆さんの意見もうまく聞きながら、うまく議論を進めているというのが実際に体験できましたので、これは皆さん、やっぱり参加するべきだなというふうに考えています。

**司会者**：ありがとうございます。そしたら、最後に検察官、弁護士、裁判官から、今日の意見交換会の感想を一言ずつお願いいたします。

**森検察官**：今日は本当に様々な御意見いただきまして、ありがとうございました。

検察官としましては、分かりやすい冒頭陳述、分かりやすい論告、分かりやすい立証というのを心がけているつもりではありましたが、特に自白事件の場合、印象に残る論告、主張というのを今後、もう少し心がけていかなければいけない、もう少し工夫をしていかななくてはいけないなというふうに思いました。今日は本当に、貴重な御意見をありがとうございました。

**東向弁護士**：今日は本当にありがとうございました。弁護人も、どのようにして

皆様にきっちりと分かりやすくお伝えできるかというところを日々、検討していますので、今回の御意見を参考に、頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

**山口裁判官**：今日はありがとうございました。率直な意見をお聞きしましたので、より分かりやすい裁判となるように頑張りたいと思っています。分かりやすいだろうと思って、事件ごとに審理を組む一方で、先ほど御意見があったような側面もあるという御意見を聞いたことが、本当に有意義だったと思っています。ありがとうございました。

**司会者**：本日はありがとうございました。貴重な御意見をたくさんいただきまして、私自身も非常に勉強させていただいたと思っています。また裁判所として、皆様の御意見をこれからの裁判に活かしていきたいと思っていますので、本当にありがたいと思っています。

皆様方には是非、この後も、守秘義務もありますけれども、裁判員を御経験された御感想ですとか、その御経験を周りの方にもお話しいただければと思います。良かったこと、悪かったことももちろん結構です。いい意味でも悪い意味でも裁判員の実像を周りの方にいろいろとお話しいただければ、こちらとしてはありがたいと思っています。

では、これで本日の意見交換会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

以 上